

# 芸術・文化に親しんでみませんか



## あらかわ俳句吟行会

自宅で俳句を詠んで、投句してみませんか。

夏・秋の季語

▶一般の部…区内在住・在学・在勤の方

▶小学生の部・中学生の部…区内在住・在学の方

賞(各部門) ▶優秀1句 ▶秀逸5句

▶一般の部…区内共通お買い物券

品 ▶小学生の部・中学生の部…図書カードNEXT または俳句グッズ

者 荒川区俳句連盟会長・佐々木忠利氏ほか

はがき・ファクス・荒川区ホームページで、住所・氏名・年齢(小学生 の部・中学生の部は学校名・学年も)・電話番号・俳号(ある方のみ)・

投句方法 作品(ふりがな)を記入

※1人5句まで、未発表の作品に限ります

※投句用紙は指定しません

※応募作品は返却せず、著作権は荒川区に帰属します

応募用紙の配布 10月1日(州から区役所6階観光振興課等で

締切り 10月24日出

主 催 荒川区俳句連盟、荒川区

募 〒116-8501(住所不要) 荒川区役所 3 階文化交流推進課文化振興係

問合せ「あらかわ俳句吟行会」担当へ ☎内線2522 M(3802)4769

## 俳句のまちあらかわ フォト俳句コンテスト

俳句と写真をセットにした「フォト俳句」のコン テストを行います。

郵送・**下記**ホームページで、応募用紙と作品を、〒100-0011東京都

千代田区内幸町2-1-4日比谷中日ビル3階「フォト俳句コンテス

テーマ 荒川区の風景 ※荒川区内の史跡や景色等

▶一般の部…中学生以上の方

▶子どもの部…小学生以下のお子さん

賞・賞品 ▶特選 (3句)、入選 (6句) …荒川区の工芸品

者 俳人・有馬朗人氏、対馬康子氏、佐々木忠利氏

**(各部門)** ▶ 佳作 (9句) … 荒川区オリジナルグッズ

ト」事務局(株式会社東京アドレップ内)へ mhttps://www.haikunomachiarakawa.com

問合せ 観光振興課観光振興係 ☎内線461

場

## 荒川ふるさと文化館で伝統工芸技術に触れてみよう

#### ■パネル展・伝統工芸品特別公開・図書館ミニコーナー

伝統工芸に関するパネル展示や、寄贈された花籃「赫翼」(武関翠篁作) の公開等を行います。

10月1日休~11日四午前9時30分~午後5時(企画展示室の入 館は午後4時30分まで)

**所** 1 階企画展示室・あらかわ伝統工芸ギャラリー、3 階南千住図書館

#### ■あらわ座市

応募期間 10月1日休~令和3年1月15日金必着

区内の職人による伝統工芸品の展示・販売を行います。

10月3日出・4日日・10日出・11日日午前9時30分~ 

午後4時30分 **所** 1階あらかわ伝統工芸ギャラリー、地下1階視聴覚室

催 荒川区伝統工芸技術保存会

会場・問合せ 荒川ふるさと文化館 ☎(3807)9234 ※10月5日月・8日州は休館 ※期間中は入館料無料

## 歩きやすい、きれいなまちに

#### 申請・申込み・問合せ

▶区道上…施設管理課占用係(区役所北庁舎2階) ☎内線2714

▶都道上…東京都第六建設事務所管理課(監察担当) ☎(5845)8079

### 道路に物を置いてはいけません

道路上に商品や、看板・のぼり旗等を置くことは、車・ 歩行者等の安全な通行を妨げるため、罰則をもって禁止さ れています。

※道路を不法占用した者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金 に処せられます

#### 道路上の袖看板や日よけ等は「道路占用許可申請」を

道路上に袖看板や日よけ等が出る場合や、工事等で足場 や仮囲い等を設置する場合は、道路管理者(区役所等)に 「道路占用許可申請」をしてください。

#### 表示面積2.0m<sup>2</sup>以下の自家用広告物等は 道路占用料が免除されます

道路占用料が免除になる物件でも、「道路占用許可申 請」が必要です。

許可を受けている場合でも、定期的に点検や補修を行う 等、安全な維持管理に努めてください。

#### 道路占用許可が受けられる例 道路占用許可が受けられない例

# 双拓美报 一种美板



## 違反広告物をなくしましょう

区では、電柱や街路樹等にはられたはり紙・看板等のうち、条例・規則に反した 違反広告物を撤去しています(令和元年度は約1万8000件)。 違反広告物を見かけたら、区へ連絡してください。

#### 違反広告物除却協力員として活動しませんか

区では、違法にはられたはり紙 や、立看板等の違反広告物をなく すために活動していただける協力 員(ボランティア)を募集してい ます。

委嘱•活動開始 10月 (予定)

対 象 区内在住の20歳以上の方

員 20人程度(申込順)

活動内容 違反広告物(はり紙)の撤去

#### 屋外広告物の表示は「許可申請」を

屋外広告物は、建物 の屋上や外壁に設置さ れている会社名等の商 業広告だけでなく、文 字が表示されていない 絵や商標等も含まれま す。区内で屋外広告物 の表示等をする場合 は、区に「許可申請」 をしてください。

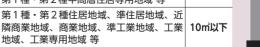
#### 合計面積が一定以下の自家用広告物は、 許可申請は必要ありません

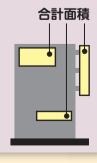
#### ▶自家用広告物

地域、工業専用地域 等

自己の店舗やテナント等に、その店名や 名称等を表示した広告物

一方色地域とこう自己自己が工具	
用途地域	合計面積
第1種・第2種低層住居専用地域、 第1種・第2種中高層住居専用地域等	5 ㎡以下
第1種・第2種住居地域、準住居地域、近	





※5月11日・8月11日・1月11日は休刊です

6万3800部発行

発行〉 荒川区

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 **☎**(3802)3111

EAX (3802)6262

https://www.city.arakawa.tokyo.jp/

🄰 荒川区ツイッター (@arakawakukoho 🔍

★ 荒川区フェイスブック https://www.facebook.com/city.arakawa 宝区 荒川区メールマガジンの登録は荒川区ホームページから(携帯電話は☑116arakawa@sg-m.jpに空メールを送信)







新聞未購読で、希望する方には、あらかわ区報を自宅に直接届けます。広報課広報係☎(3802)4957へ (荒川区ホームページからも申し込めます)

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます

0%再生紙を使用しています